

マージン率等に係る情報提供

横浜作業株式会社
許可番号：派 14-300393

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和 5 年度（令和 5 年 1 月～5 年 12 月）)

- ① 令和 6 年 1 月 1 日付け 派遣労働者数 3 人
- ② 令和 5 年度 派遣先事業所数（実数） 2 事業所
- ③ 令和 5 年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額 17,570 円
(1 日当たりの料金額 (8 時間労働として計算))
- ④ 令和 5 年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 11,024 円
(1 日当たりの料金額 (8 時間労働として計算))
- ⑤ マージン率 (小数点第 2 位以下を四捨五入) 37.3%
- ⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

<キャリアアップに資する教育訓練>

教育訓練の種類	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1 人当たりの 平均実施時間
<入職時等基礎訓練>						
新規採用者訓練	初めて及び派遣労働者	OFF-JT	派遣元	無償	有給	4 時間
<職能別訓練>						
経理書類作成実務	派遣労働者	OJT	派遣先	無償	有給	2 時間
運転マナー	派遣労働者	OJT	派遣先	無償	有給	2 時間
<階層別訓練>						
主任教育・管理業務	無期雇用派遣労働者	OFF-JT	派遣元	無償	有給	4 時間
<その他教育訓練>						
パソコン研修	派遣労働者	OFF-JT	派遣元	無償	有給	2 時間
コンプライアンス研修	派遣労働者	OFF-JT	派遣元	無償	有給	2 時間

キャリアコンサルティングの相談窓口 総務部 TEL044-270-4851

- ⑦ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項
マージン率に含まれるもの
- ・ 社会保険料：弊社負担の労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険
 - ・ 福利厚生費：派遣労働者が取得する有給休暇・健康診断費用・作業着や作業道具費等
 - ・ 訓練及び教育研修費：適性検査・講習及び資格取得費
- ⑧ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
- ・ 労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和 7 年 3 月 31 日）
 - ・ 協定労働者の範囲（全派遣労働者）